

① 内 閣 府

法人名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:高山 正也)
目的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。4 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。5 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法人: http://www.archives.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化						—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
(1) 民間委託の促進						—	
(2) 業務執行体制の見直し						—	
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況						—	
(4) 業務の効率化	A×2	A×2	A×2	A+×1 A×1	A×2		
(5) 業務・システム最適化計画	A	A	A	A	A		
(6) 総人件費改革に関する措置		A	A	A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A	A	A	A	A		
(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×40	A×40	A×47	A×55	A×8	—	
(3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×13	A×10 B×1	A×12	A+×2 A×9	A×3	—	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	—	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A	A	A	A	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A×2	—	
(3) 中期目標期間を超える債務負担			A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成17年度からスタートした第2期中期目標の最終年度の実施状況について調査・分析し総合的に評価を行ったところ、各取組は計画に即し順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 受入から目録作成原稿作成までは、つくば分館において、パート職員を活用し一元的に行い、平成21年5月に各府省から受け入れた公文書等及び同年11月に広島大学及び熊本大学から受け入れた民事判決原本は同年12月までにパソコン入力による目録原稿作成作業を完了した。 司法府(裁判所)からの移管の合意を受け 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書等の受入れ及び保存については、前年度に引き続き、パート職員の利用により計画通りに目録原稿作成作業が行われている。また、司法府(裁判所)からの移管の合意を受けて、平成22年2月に受け入れた裁判文書について、裁判所移管民事判決原本目録作成マニュアルを作成し、同年3月までに目録作成業務を効率的に処理するな

		て、平成22年2月に受け入れた裁判文書については、新たに裁判所移管民事判決原本目録作成マニュアルを作成し、同年3月までに目録作成業務を効率的に処理した。	ど、効率的に業務を推進しており高く評価できる。 「業務・システム最適化計画」の工程表に基づき、館とアジア歴史資料センターとのデジタル資産の共有化について、デジタル画像45万コマを作成し、アジア歴史資料センターへ提供したほか、次期デジタルアーカイブ設計開発等業務を進め、次年度当初に本格運用を実現するなど、最適化への取組も計画的に実施されている。 など
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置（受入れのための適切な措置）	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 移管の申出がなく、保存期限が満了となる行政文書約127万ファイルについて、各府省等へ出向いての協議、把握・精査を行った。その結果、3,020ファイルについて当館への移管が適当であるとの結論に達し、3月9日付けで館長から内閣総理大臣にその旨の意見を申し述べた。 館長からの意見を踏まえて内閣総理大臣が決定した「平成21年度公文書等移管計画」（平成22年3月26日決定）では、13,103ファイルの公文書等及び広報資料621件が移管されることとなった。なお、新たな部局からの移管があったこと、地方支分部局からの移管文書が増加したことなどにより、前年度より730ファイルの増加となった。 <p>など</p>	「平成21年度公文書等移管計画」では、新たな部局からの移管、地方支分部局からの移管文書の増加により前年度より730ファイル多い、13,103ファイルの公文書等及び621件の広報資料が移管されることとなったことは高く評価できる。また、最高裁判所と根気強く地道に協議を重ね、「移管の定め」の締結を実現し、司法部からの裁判文書及び司法行政文書の館への移管の途を拓いたことは大いに評価できるものであり、限られた人員による現行体制の下で可能な限り移管に向けた努力が行われている。 など
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置（保存のための適切な措置）	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に行う電子公文書等の移管・保存・利用システム的设计・開発等に向けて、システムの概算要求額の積算書の作成及びシステムの調達計画書並びに要件定義書等必要な書類の作成を実施した。 平成22年度においては、電子公文書等の移管・保存・利用システム的设计・開発を行い、平成23年度から電子公文書等の移管等を開始する。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた歴史公文書等全てについて、くん蒸、簿冊ラベルの作成・貼付作業、表紙等の軽修復及び書庫への排架等の一連の作業が実施されたほか、書庫内の温湿度管理、火災対策、保存対策方針に基づく修復や媒体変換等が適切に行われ、当初の計画以上の実績を上げたことは評価できる。 平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、内閣府と一体となって電子公文書等の移管・保存・利用システム的设计・開発等に向けた取組を行うなど、電子公文書の移管システムの構築を確実に進めており評価できる。平成23年度におけるスムーズな開始に向けて、引き続き適切な取組を期待したい。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供（アジア歴史資料データベース構築）	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの平成21年度分画像受入れは順調に行われ、公文書館からは45.2万画像、外交史料館から69万画像、防衛研究所図書館から138.4万画像、合計252.6万画像を年度内に入手した。この252.6万画像のうち11.6万画像について目録データ作成・画像変換作業を経て年度内に公開した。残り241万画像についても1年以内の公開に向け作業中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの画像入手が順調に行われ、国立公文書館から45万、外交史料館から69万、防衛研究所図書館から138万の合計252万画像を入手し、公開画像数が目標を上回る2,005万画像に達するなど、利用者の利便性を考慮しながら充実したデータベースの構築が進行していることは評価できる。 平成20年度に入手した253万画像について1年以内の公開を達成したことは評価できる。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供（アジア歴史資料センターの広報）	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 高校、大学、研究機関等の15箇所において、教員、研究者、学生等を対象にアジ歴の紹介と検索方法等のデモンストレーションを行い、認知度向上と利活用の推進を図った。 中国、韓国、欧米等の関係機関や大学を訪問し、講演等を含めてアジ歴の活動を紹介するとともに、協力の方途につき意見交換を行った。また、中国、韓国を始め海外関係機関の関係者がアジ歴を訪問した際に説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> YahooやGoogle、新聞系のサイト等、アクセス数の多いサイトを効率的に活用して広報を進め、また、教育・研究機関等15か所において教員、研究者、学生等を対象にアジ歴の紹介と検索方法等のデモンストレーションを行うなど、国内・海外の関連機関・組織、国民に向けた積極的な広報のための諸策が講じられており評価できる。 国内に所在するアジア歴史資料に関する平成20年度調査報告書について、所蔵機関の承諾が得られた112機関のものをHP上で公開するなど、利用者の利便性向上に大きく資する試みを効率的に行っている点は評価できる。今後は、モニターアンケート結果の分析及び活用、また「アジ歴トピックス」の更なる内容の充実に期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行に向けた対応について、評価結果において、「法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる」としている。

しかしながら、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「第1-1 事務及び事業の全般的見直し」において、「遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする」と指摘したところであり、また、平成22年度予算において、公文書管理法の施行準備作業のため、新規に非常勤専門員10人が措置されたが、このうち2人は同作業とは直接関係のないアジア歴史資料センターに配置されていたとの指摘もあるところである。

このため、次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。

- 本法人は、アジア歴史資料センターの認知度の向上、利活用の促進を図るための広報活動を行っており、平成21年度計画において、「インターネットによる各種広告をはじめとする利活用者拡大措置を多角的に展開し、その効果も検証しつつ、潜在的利用者の掘り起こしを更に図っていく」としている。

しかしながら、当該項目に関する評価結果をみると、「国内・海外の関連機関・組織、国民に向けた積極的な広報のための諸策が講じられており評価できる」としているのみで、広報効果の把握・検証、評価は行われていない。なお、例えば、21年度のアジア歴史資料センターの情報提供サイトへのアクセスは昨年度の実績を下回っている状況もみられるところである。

このため、今後の評価に当たっては、法人に各種広報活動による効果を検証させた上で、広報活動に改善の余地がないか厳格に評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中名生 隆)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	<p>1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。</p> <p>2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。</p> <p>4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	A	—	A	A	
(2) 最適化計画の策定	A	A	A	—			
(3) 人件費					A	A	
(4) 給与水準					A	A	
(5) 随意契約の見直し					A	A	
(6) 保有資産の有効活用					A	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×7 B×1	A×6	A×9	—	A×9	A×9 B×2	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	A×7	—	A×12	A×10	
(3) 苦情相談	A×7 B×1	A×8	A×7	—	A×5	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施					A	A	
(5) 関連機関との連携	A×9	A×8	A×8	—	A×8	A×10	
(6) 研修	A×9	A×9	A×9	—	A×8	A×7	
(7) 商品テスト	A×6	A×5 B×1	A×6	—	A×7	A×7	
(8) 調査研究	A×2	A×2	A×2	—			
(9) 中核機関としての役割強化					A	A	
(10) 地方公共団体に対する支援						A	
3.予算	A	A	A	—	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画		A	A	—	A		
(2) 人事に関する計画	A×2	A×3	A×2	—	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A	A	—	A	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。21年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、PIO-NETの刷新等については、完全オンライン化を実現したシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施するなど計画を適切に実施した。事故情報データベースの整備については、平成21年12月に「事故情報データベース利用指針」を作成すると共に、関係機関向けデー

データベースの運用を開始した。「事故情報データベース」に蓄積された情報の有効活用に努められたい。

- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に、積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。
- 苦情相談の充実・強化については、助言、移送、共同処理等の実を挙げることを通じて、経由相談を適切に実施し、また、センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施し、中核的機関に相応しい取り組みを行いえたこと認められる。さらに、土日祝日相談窓口の開設についても計画を適切に実施したと認められる。
- 裁判外紛争解決手続きの実施については、改正国民生活センター法による新規事業の初年度の実績として満足のいく実施状況と認める。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 完全オンライン化を実現したWebシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施した。また、システムの刷新に伴い、「消費生活相談カード記載要領(PIO-NET2010対応版)」を作成・配布し、全国7ブロックで計35回の操作研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> • PIO-NETの刷新については、完全オンライン化を実現したシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施した。平成21年6月に全自治体に向けて第2次の「PIO-NET追加配備要望調査」を実施し、第2次要望調査以降も消費生活センターからの要望に応え、計416箇所(第1次配備分271箇所、第2次配備分145箇所)への追加配備を行うなど、計画を適切に実施したと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度においては、記者説明会を機動的に26回開催し、計64件の情報提供を行った。このうち、国民生活センターが実施した調査分析及び商品テスト等の結果については、目標の50件を上回る63件の情報提供を行った。 • 平成21年度に報道機関等を通じて行った情報提供(63件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど25件において事業者名を含む情報提供を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 記者説明会を26回開催し、計64件の情報提供を行った。国民生活センターの中核業務である情報提供に積極的に取り組み、目標件数(50件)を上回る実績を達成したと認められる。 • 調査分析及び商品テスト等の結果についての情報提供(63件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど25件において事業者名を含む情報提供を行い、この面でも積極的に取り組んだと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度に引き続き、職員及び消費生活相談員で構成する6分野の専門チームを設け、弁護士等の専門家にヒアリングを行ったほか、相談処理の方法に関する学習会を開催し、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経由相談の件数は前年度に比べて減少しているが、受付センターから移送されたものが19件、共同処理等が605件と相談処理の面で充実を図った。助言、移送、共同処理等の実を挙げることを通じて、中核的機関に相応しい取り組みを行うことができたこと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年5月に公布された国民生活センター法の改正により平成21年4月から施行された裁判外紛争解決手続(ADR)を実施するために体制を整備するとともに、重要消費者紛争について和解仲介手続を実施し、結果概要の公表を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • ADR実施のための体制整備が進められ、新規事業の初年度の実績として満足の行く実施状況であると認める。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。
商品テストの強化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度に97件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために16件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した16件のうち15件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 • 専門性が高いテストの実施や評価に当っては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテストに活用した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 97件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために16件の情報提供を行うとともに、15件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。 • 定型的な43項目のテストは(財)日本食品分析センターなどに委託、また専門性が高い32項目のテストについては、財団法人化学技術戦略推進機構などに委託し、テスト業務の効率化・内容の充実に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を開発し、これに基づく情報を消費者庁等に対して定期的に提供している。早期警戒指標の整備に関する評価結果において、「急増指標」については、6月から消費者庁、警察庁、経済産業省、消費生活センターへ毎月提供すると共に、消費者行政フォーラムの「早期警戒指標コーナー」に掲載した。また、「特商法指標」については、6月から消費者庁、警察庁、経済産業省及び地方公共団体の法執行部署に対し3ヶ月毎(計4回)に提供しており、計画を適切に実施したと認められる」としている。
しかしながら、早期警戒指標を開発した趣旨に鑑みれば、早期警戒指標によって新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出できているか、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかといった観点により重要である。
このため、今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。
- 本法人は、国民への情報提供について、中期計画に基づき、「PIO-NET等で収集される情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う」としている。
当該項目に関する評価結果をみると、「記者説明会を26回開催し、情報提供を行った。国民生活センターの中核業務である情報提供に積極的に取り組み、目標件数(50件)を上回る実績を達成したと認められる」とされているが、PIO-NET等で収集された情報が迅速に分析され、タイムリーに公表されたかどうかについての評価が行われていない。
このため、今後の評価に当たっては、年間の記者説明会の開催回数や情報提供件数にとどまらず、収集情報の分析、取りまとめ、公表といった情報提供に至る各プロセスが適時に行われているかについても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間瀬 雅晴)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。3 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。5 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務(貸付業務)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化					A×7	A×6	
(1) 一般管理費の削減状況	A	A	A	—			
(2) 業務経費の削減状況	A	A	A	—			
(3) 能力向上の内容・方法	A	A		—			
(4) 役職員の給与水準見直し		A	A	—			
(5) 主たる事務所の移転			A	—			
(6) 随意契約の適正化			A	—			
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×16	A×16	A×14	—	A×9	A×11	
(2) 北方4島との交流事業					A×3 B×1	A×4	
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	A×2	A×1 B×1	A	—	A	A	
(4) 元島民等の援護	A×8 B×1	A×9	A×10	—	A×3	A×3	
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業					A×4	A×4	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	—	A	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	A	—	A	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	—	A	A	
6.剰余金の使途	A	A	A	—		—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画						A	
(2) 人事に関する計画	A×2	A	A	—	A×2	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

• 北方領土問題の長期化と、元島民の高齢化・減少の進展という厳しい状況の下、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が認められる。中核となる事業についての取組、特に国民世論の啓発や北方四島交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業については、その実績を高く評価する。なお、アンケート調査を行い、成果を検証している事業については、当該結果を次年度に反映することを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支援実績 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民大会 34回 18,502千円 ▶ 研修会・講演会 19回 4,236千円 ▶ キャラバン・署名活動等 35回 9,502千円 ▶ パネル展 34回 3,158千円 	<ul style="list-style-type: none"> • 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や、北方領土啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認めら

		<p>▶北連協等が行う啓発活動 11回 15,981千円</p> <p>▶合計 133回 51,378千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援条件 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 支援対象 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会や北方領土ゼミナールが、前年度のアンケート結果を反映して、より参加者の視点に立ったプログラムに改善された上で実施されたと認められる。また、北方領土問題教育者会議の設立が着実に進んでいるが、引き続き未設置の県における教育者会議の設置を推進するとともに、組織が設置された都道府県における北方領土教育の成果・実績を継続的に集約し、青少年に対する啓発を一層推進するよう期待する。 わかりやすい情報の提供については、協会ホームページの青少年向けページの充実・改善が図られる等の努力が認められる。 各事業については、アンケート調査を実施し、成果の検証を行っているが、肯定的な回答が大多数を占めていることに満足することなく、更なる改善につながるようなアンケートの実施を期待する。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方4島との交流事業)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 北対協主催 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施。 道推進委員会主催 一般訪問3回、後継者2回、青少年1回の計6回の訪問を計画し、ロシア側の手続の遅延により1回は中止となったものの、その他5回は予定通り実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、目的に沿って計画通り実施されたと認められる。また、北方四島住民の訪問団に対するアンケートを実施するなど、本事業のさらなる発展に向けた努力が認められる。 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、事業者を選定し、「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」による進行監理を行うなど、平成24年度の供用開始に向けた作業が適切に行われていると認められる。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査。生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる世帯の可処分所得を重点に審査。資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査。 信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、21年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を30件、実態調査を42件実施し、管理・回収に努力。1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用。時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はなし。破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め、回収促進を図り、破綻先債権額は、前年度末に対して9,899千円減少。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月の「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」改正法施行に伴う融資制度の変更に関する周知については、効果的な方法で広報が実施されたと認められる。 関係金融機関との連携強化については、計画通り実施されたと認められる。 リスク管理債権の適正な管理については、債権の保全及び信用リスクの管理が適正に行われ、リスク管理債権比率は1.95%であり、計画の3.31%以下の水準を維持しており、適切に行われていると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22(個別意見))

- 該当なし

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/j/index.html 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年7か月間(平成17年9月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—		—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 研究活動	A×3	A×2 B×1	A×3			A	
(2) 研究・教育活動、研究者の採用				A	—		
(3) 研究成果の普及	A×3	A×2	A+×1 A×2	A×2	—	A	
(4) 研究者養成活動	A×2	A×2	A	A	—	A	
(5) 大学院大学設置準備活動	B	B	A	B	—	A	
(6) 施設整備	A×2	A	A	A	—		
(7) 効果的な広報・情報の発信等						A	
2.業務運営の効率化							
(1) 組織運営及び財務管理	A×3	A×9 B×1	A×12 B×1	A×5 B×1	—		
(2) 活動評価	A	A	—	A×2	—		
(3) 管理運営業務の効率化						A	
(4) 予算の適正かつ効率的な執行						C	
(5) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化						A	
(6) 給与水準の適正化						A	
(7) 保有資産の有効活用						A	
(8) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化						B	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	—	A	
4.短期借入金の限度額	A						
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	—	—	—	B	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	B	—	A	
(3) 積立金の処分に関する事項							
(4) 事務局体制の整備						B	
(5) 社会的責任を果たすための取組						A×3 C×1	
8.整理合理化計画等に基づく措置			A×3				

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度においては、恩納村のキャンパス予定地において、第1研究棟及び管理棟の供用が開始され、主任研究員の採用も着実に進められる等、大学院大学の開学に向けた取組が着実に進んでいると評価できる。また、平成22年度末の認可申請に向けて、必要な検討が進められている。
- 他方、施設整備における予算超過問題に見られたように、管理運営面には脆弱な点が見られた。機構においては、組織体制の改善に取り組んでいるところであるが、平成24年度の開学や学校法人への移行に向け、適切な運営体制が構築されるよう、計画的に取組を進めていく必要がある。
- 沖縄において国際的に卓越した教育研究を行うという大学院大学の挑戦的な目的を実現するためには、広く国民の理解を得ることが必要不可欠である。事業仕分けが一般に広く支持されていることから明らかなように、公費の効率的・効果的な使

用に関する国民の関心は高い。機構が日本の法律に基づき多額の公費の投入を受けて運営される機関であり、それ故に一定の制約と義務が課せられていることを改めて自覚していただきたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・教育活動、研究者の採用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の沖縄科学技術大学院大学の開学を目指し、先端的な学際分野における教育研究を行うという大学院大学のあり方(中期目標別紙)を踏まえつつ、着実に研究体制の拡充を図った。主任研究者の採用活動については、大学院大学に求められる研究分野間バランスに重点を置きながら展開した。これにより、これまでに確立されてきた研究分野の更なる充実にあわせ、革新的な研究を行うことができる主任研究者の新規採用による研究分野の拡充が図られた。その結果、平成21年度には5人の主任研究者が新たに着任し、年度末時点の研究ユニット数は22となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の教育機関としての大学院大学の開学に向け、着実に採用活動が行われている。平成22年度末の認可申請に向け、研究者の質の確保を前提とし、世界最高水準の大学院大学に相応しい研究者の採用に更なる努力が必要である。
研究成果の普及	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に発足した4ユニットを含めた23研究ユニットによる研究成果は下記のとおりとなっており、論文発表と口頭発表については件数増加が認められなかったが、書籍出版等とポスター発表については件数増加が認められた。 <ul style="list-style-type: none"> - 論文発表: 50件 (平成20年: 51件) - 書籍出版等: 13件 (平成20年: 8件) - 口頭発表: 83件 (平成20年度: 127件) - ポスター発表: 105件 (平成20年度: 86件) * 論文発表・書籍出版等は暦年集計、口頭発表・ポスター発表は年度集計 * 平成21年度の発表件数については、新キャンパスへ移転の準備や作業による影響も考慮する必要があり、平成22年度以降は着実に増加するものと推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の発表状況については、論文発表及び口頭発表で発表件数が減少しているものの、在籍期間が長い研究者が着実に成果を上げている。 研究者に対する知的財産に対する研修の実施及び専門職員の配置により、研究成果の適切な管理・保護のための人的体制の整備に取り組んでいる。
大学院大学設置準備活動	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 大学院大学設立準備ワーキンググループにおいて、内外の大学院プログラム等に関する調査結果を参考にしつつ、研究科、専攻のあり方、カリキュラム編成方針、教育・研究指導方法、科目履修モデル、学位論文審査体制等について検討を行い、教育課程の策定作業を進めると同時に、学校法人の寄附行為、学則、事務組織等、認可申請に必要な主要事項の草案をまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> 認可申請に必要な主要事項について、所要の検討が順調に進められている。 優秀な学生を獲得するための検討には一定の進展が見られるものの、内外の熾烈な競争に打ち勝つため、一層の工夫と努力を求めたい。学園移行後も、厳格な予算執行管理や、研究部門と事務部門の連携の確保等に留意し、適切な管理体制が構築されるよう、計画的に取組を進められたい。
組織運営及び財務管理	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の大学院大学の開学に向けて業務が拡大する中、組織の肥大化を避けるため、以下のとおり、管理運営業務の効率化に努めた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究部門における事務の効率化 (2) 研究の技術的支援の効率化 (3) 一般管理の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 従来分散配置されていた研究ユニットが新キャンパスに収容された時点を逃さず、集約化の実をあげたことは評価に値する。
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、定年制・任期制・パート職員を合わせ、専門知識を有する37名と新規学卒者1名の合計38名の事務職員を採用した。採用活動は、専門誌、新聞、機構ウェブサイト、人材紹介会社を活用して最適な候補者を多く集めるように努力した。 空席であった人事課長は平成21年9月、総務課長は平成22年3月に、それぞれの分野で長年の経験を有する人材を採用した。期末の常勤職員(任期制を除く。)は29名であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 空席であった主要ポストの一部について、必要な職員の採用を行った。 今後の業務量の増大や給与水準の適正化を念頭に置き、中堅人材と新卒職員、あるいは定年制職員と任期制職員をバランス良く採用する必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし。